

# 令和8（2026）年度第1回柏崎市地域公共交通活性化協議会

（書面協議）

## 議案

P 1～4 議案第1号 令和7（2025）年度事業報告

本協議会の令和7（2025）年度の事業内容について承認を伺います。

P 5～9 議案第2号 令和7（2025）年度歳入歳出決算（説明資料・会計監査報告含む）

本協議会の令和7（2025）年度歳入歳出決算について承認を伺います。

P 10～13 議案第3号 令和8（2026）年度事業計画（案）（説明資料含む）

令和8（2026）年度事業計画（案）について承認を伺います。

P 14～20 議案第4号 柏崎市地域公共交通活性化協議会財務規定の改定について

本協議会の財務規定について承認を伺います。

P 21～23 議案第5号 令和8（2026）年度歳入歳出一般会計予算（案）（説明資料含む）

令和8（2026）年度歳入歳出一般会計予算（案）について承認を伺います。

P 24～26 議案第6号 令和8（2026）年度歳入歳出特別会計予算（案）（説明資料含む）

令和8（2026）年度歳入歳出特別会計予算（案）について承認を伺います。

P 2 7 ~ 3 9 議案第 7 号 柏崎市公共交通利便増進計画の改定について

本計画の改定案について承認を伺います。

P 4 0 ~ 5 0 議案第 8 号 柏崎市地域公共交通計画別紙(地域内フィーダー系統確保維持計画)の変更について

本計画の変更案について承認を伺います。

## 令和7（2025）年度事業報告

## 1 会議等の開催状況

## (1) 柏崎市地域公共交通活性化協議会

| 回数  | 実施時期             | 会場等   | 協議内容   |
|-----|------------------|-------|--|
| 第1回 | R7.5.12<br>～5.23 | 書面協議  | (1) 令和6（2024）年度事業報告<br>(2) 令和6（2024）年度歳入歳出決算<br>(3) 令和7（2025）年度事業計画（案）<br>(4) 令和7（2025）年度歳入歳出予算（案）                                       |
| 第2回 | R7.6.18<br>～6.27 | 書面協議  | (1) 地域公共交通計画別紙案（地域内フィーダー系統確保維持計画）について<br>(2) 地域公共交通計画別紙案（地域間幹線系統確保維持計画）について  |
| 第3回 | R7.8.8<br>～8.19  | 書面協議  | (1) （北・東エリア）あいくるの利用料について<br>(2) （北・東エリア）あいくるの乗降ポイントにおける越後交通（株）路線バス停留所での停車に係る合意について   |
| 第4回 | R7.12.22         | 柏崎市役所 | (1) 市西部・南部地域におけるA I新交通あいくるの新規運行について<br>(2) 地域公共交通計画の中間評価について<br>(3) 利便増進計画の改定について<br>(4) 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業（地域フィーダー系統・地域間幹線系統）の事業評価について |
| 第5回 | R8.1.16<br>～1.26 | 書面協議  | (1) 地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について<br>(2) （南エリア）あいくるの乗降ポイントにおける越後交通（株）路線バス停留所での停車に係る合意について  |
| 第6回 | R8.2.18<br>～2.25 | 書面協議  | 市西部地域におけるA I新交通あいくるの新規運行に係る米山地区乗合タクシーの運行期間変更について   |
| 第7回 | R8.3.9～<br>3.13  | 書面協議  | (1) 地域公共交通計画別紙案（地域間幹線系統確保維持計画）の変更について<br>(2) 地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について   |

(2) 柏崎市地域公共交通運賃等協議会

| 回数  | 実施時期     | 会場等   | 協議内容                     |
|-----|----------|-------|--------------------------|
| 第1回 | R7.12.22 | 柏崎市役所 | あいくる（南エリア・西エリア）の乗車運賃について |

2 事業の実施状況

【路線バス等】

(1) AI新交通あいくるに係る各種取組

① 北・東エリアの運行開始



令和7年10月1日から新たに北・東エリアの運行を開始した。

運行開始に伴い、対象地区において利用説明会を21回実施し、延べ365人の参加があった。

② 西・南エリアの運行開始



令和8年3月2日から新たに西・南エリアの運行を開始した。

運行開始に伴い、対象地区において利用説明会を8回実施し、延べ156人の参加があった。

③ 北・東、南・西エリアのガイドブックの作成・配布



新たに運行を開始した北・東エリア及び南・西エリアのあいくるガイドブックを作成し、運行区域内の全世帯へ配布しました。

④ あいくるサポーター制度の実施



「あいくる」を安定的に運行していくため、地域の事業者などとこれまで以上に連携を深めていくことを目的として「あいくるサポーター制度」を実施しました。

令和7年度協賛実績：8社 2,930千円  
 ※協賛金は協議会・運行事業者・広告代理店の3者へ分配しています。

## (2) 路線バス高齢者割引制度

- ・高齢者割引制度を令和7年度も実施し、高齢者専用回数券3種類（100円券（12枚綴り）、160円券（11枚綴り）、セット回数券（100円券×9枚、10円券×20枚）を、それぞれ一般回数券の半額で販売しました。
- ・これまで行ってきた高齢者割引制度ですが、市内路線バスが年々減少している中、乗車運賃の割引だけでは高齢者の生活の足を確保できないことから、専用回数券の販売対象をA I新交通あいくるの運行区域外の地域にお住いの方に限定しました。

### 高齢者専用回数券販売実績

単位:綴り

|        | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 100円券  | 1,375 | 1,459 | 2,707 |
| 160円券  | —     | 314   | 3,855 |
| セット回数券 | 320   | 306   | 826   |
| 合計     | 1,695 | 2,079 | 7,388 |

### 路線バス利用実績（越後交通(株)運行市内路線）

|         | 令和7年度   | 令和6年度    | 令和5年度    |
|---------|---------|----------|----------|
| 路線バス    | 集計中     | 308,623人 | 253,087人 |
| 市街地循環バス | 46,376人 | 59,955人  | 59,452人  |
| 合計      | 集計中     | 368,578人 | 312,539人 |

## (3) 高校生等路線バス通学割引キャンペーン

- ・実施期間：第1弾 令和7（2025）年5月19日～令和7（2025）年9月30日  
第2弾 令和7（2025）年10月1日～令和8（2026）年2月27日
- ・路線バスを利用して通学する高校生等を対象に、バス回数券を1冊につき300円引きで販売しました。
- ・期間中、販売数量は800冊でした。（上限販売数量は800冊）



## (4) 園児による市街地循環バス車内音声アナウンス収録

- ・実施日：令和8（2026）年3月13日
- ・市街地循環バスが地域の公共交通として、市民の方々から愛着を持っていただき、より一層の利用促進を図るために、循環バス車内のアナウンスの一部を、保育園園児に行ってもらうために音声収録を行いました。
- ・中央循環「かざぐるま」→柏崎保育園 / 東循環「ひまわり」→比角保育園

## 【鉄道利用促進事業】

### (5) 通学定期券購入促進キャンペーンの実施

- ・キャンペーン期間

令和7（2025）年10月1日～令和8（2026）年2月27日

- ・キャンペーン期間を含む通学定期券を購入した柏崎市内に住所を有する小・中・高校生を対象として、抽選でギフト券などをプレゼントするもので、応募者は64件であった。



### (6) 企画列車「伝統美と優雅な時間「歌舞伎座」&「JW マリオット・ホテル東京」で過ごす一日」の実施

- ・実施日：令和8（2026）年3月7日

- ・柏崎市民を対象として、特急しらゆきと上越新幹線などを組み合わせた東京行きの企画列車を実施しました。旅行代金の一部を、当協議会で負担しております。

- ・参加者は40名でした。（募集人員は40名）



## 令和7（2025）年度 柏崎市地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算

## 1 歳入

【単位：円】

| 科 目   |       |       | 予算         | 決算         | 比 較        | 説 明       |                                |
|-------|-------|-------|------------|------------|------------|-----------|--------------------------------|
| 款     | 項     | 目     |            |            |            |           |                                |
| 1 負担金 | 1 負担金 |       | 14,907,000 | 14,907,000 | 0          |           |                                |
|       |       | 1 負担金 |            | 14,907,000 | 14,907,000 | 0         |                                |
|       |       |       | 1 負担金      | 14,907,000 | 14,907,000 | 0         | 柏崎市負担金                         |
| 2 補助金 | 1 補助金 |       | 25,063,000 | 25,063,000 | 0          |           |                                |
|       |       | 1 補助金 |            | 25,063,000 | 25,063,000 | 0         |                                |
|       |       |       | 1 補助金      | 25,063,000 | 25,063,000 | 0         | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（利便増進計画推進事業） |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 |       | 2,898,252  | 2,898,252  | 0          |           |                                |
|       |       | 1 繰越金 |            | 2,898,252  | 2,898,252  | 0         |                                |
|       |       |       | 1 繰越金      | 2,898,252  | 2,898,252  | 0         |                                |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 |       | 1,005,748  | 2,947,843  | 1,942,095  |           |                                |
|       |       | 1 諸収入 |            | 1,005,748  | 2,947,843  | 1,942,095 |                                |
|       |       |       | 1 雑入       | 1,005,748  | 2,947,843  | 1,942,095 | 利息、あいくるサポーター制度協賛金              |
| 合計    |       |       | 43,874,000 | 45,816,095 | 1,942,095  |           |                                |

## 2 歳出

【単位：円】

| 科 目   |       |       | 予算         | 決算         | 比 較         | 説 明         |  |
|-------|-------|-------|------------|------------|-------------|-------------|--|
| 款     | 項     | 目     |            |            |             |             |  |
| 1 運営費 | 1 会議費 |       | 420,000    | 83,698     | △ 336,302   |             |  |
|       |       | 1 会議費 |            | 250,000    | 37,236      | △ 212,764   |  |
|       |       |       | 1 会議費      | 250,000    | 37,236      | △ 212,764   | 報酬、費用弁償など  |
|       |       | 2 事務費 |            | 170,000    | 46,462      | △ 123,538   |  |
|       |       |       | 1 事務費      | 170,000    | 46,462      | △ 123,538   | 消耗品費など   |
| 2 事業費 | 1 事業費 |       | 43,304,000 | 42,255,892 | △ 1,048,108 |             |  |
|       |       | 1 事業費 |            | 43,304,000 | 42,255,892  | △ 1,048,108 |  |
|       |       |       | 1 事業費      | 43,304,000 | 42,255,892  | △ 1,048,108 | 路線バス等利用促進費、鉄道利用促進費、A I新交通関連費、調査研究費、あいくるサポーター制度協賛金分配金 |
| 3 予備費 | 1 予備費 |       | 150,000    | 0          | △ 150,000   |             |  |
|       |       | 1 予備費 |            | 150,000    | 0           | △ 150,000   |  |
|       |       |       | 1 予備費      | 150,000    | 0           | △ 150,000   |  |
| 合計    |       |       | 43,874,000 | 42,339,590 | △ 1,534,410 |             |  |

歳入収入済額 45,816,095 円

歳出支出済額 42,339,590 円

次年度繰越額 3,476,505 円

## 議案第2号説明資料

議案第2号「令和7（2025）年度 歳入歳出決算」について、次のとおり説明いたします。

### 1 歳入の部の説明

#### 1 款 1 項 1 目 負担金

予算額14,907,000円に対し、決算額は14,907,000円でした。  
差額はありませんでした。

#### 2 款 1 項 1 目 補助金

予算額15,018,000円に対し、決算額は25,063,000円でした。地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金が予定よりも多く交付されたものです。

併せて上記の補助金増額に伴う予算額の増額補正について、柏崎市地域公共交通活性化協議会財務規定第4条により、この歳入歳出決算（案）の決議をもって報告に代えさせていただきます。

#### 3 款 1 項 1 目 繰越金

令和6（2024）年度からの繰越金として、予算額、決算額ともに2,898,252円でした。

#### 4 款 1 項 1 目 雑入

予算額1,005,748円に対し、決算額は2,947,843円でした。これは、昨年10月から実施した「柏崎市AI新交通あいくるサポーター制度」による事業者からの協賛金が納入されたものです。

歳入の部全体で、予算額43,874,000円に対し、決算額は45,816,095円でした。

## 2 歳出の部の説明

### 1 款 1 項 1 目 会議費

予算額 250,000 円に対し、決算額は 37,236 円でした。委員報酬として支出しました。

### 1 款 2 項 1 目 事務費

予算額 170,000 円に対し、決算額は 46,462 円でした。事務用消耗品費として支出しました。

### 2 款 1 項 1 目 事業費

予算額 43,304,000 円に対し、決算額は 42,255,892 円でした。

うち 25,063,000 円は、国庫補助金「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」（フィーダー系統補助金）として補助計画の作成主体である市町村法定協議会に交付された補助金を運行事業者へそのまま交付しました。

各事業の詳細は、議案第 1 号 令和 7（2025）年度事業報告のとおりです。

### 3 款 1 項 1 目 予備費

予算額 150,000 円に対し、支出はなく、決算額は 0 円でした。

歳出の部全体で、予算額 43,874,000 円に対し、決算額は 42,339,590 円でした。

## ○収支の説明


収入済額 45,816,095 円から支出済額 42,339,590 円を差し引いた 3,476,505 円が令和 8（2026）年度への繰越額となります。

繰越額が前年度と比較し、増額している主な理由は、以下のとおりです。

- ・「柏崎市 A I 新交通あいくるサポーター制度」の協賛金が当初予算で見込んでいた金額よりも多く納入されたため。
- ・郊外エリアのあいくるのラッピング施工費用及び看板作成費用が当初予算で見込んでいた金額を下回ったため。

令和8（2026）年 5月19日

柏崎市地域公共交通活性化協議会  
会長 櫻井雅浩 様

監査員 高橋敏郎 

令和7（2025）年度柏崎市地域公共交通活性化協議会 会計監査報告

令和7（2025）年度柏崎市地域公共交通活性化協議会の歳入歳出決算について監査を行いましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1 監査対象

令和7（2025）年度柏崎市地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算

##### 2 監査の方法


収入、支出の帳簿類及び関係書類を照合・検算し、計数が正確であるか、また、収入、支出の手続きが適正であるかについて監査した。

##### 3 監査結果

収入、支出の帳簿類及び関係書類を照査した結果、その計数は正確であり、収入支出の手續きについても適正なものと認めた。

令和8（2026）年5月13日

柏崎市地域公共交通活性化協議会  
会長 櫻井雅浩 様

監査員 富川明裕 

令和7（2025）年度柏崎市地域公共交通活性化協議会 会計監査報告

令和7（2025）年度柏崎市地域公共交通活性化協議会の歳入歳出決算について監査を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

1 監査対象

令和7（2025）年度柏崎市地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算

2 監査の方法

収入、支出の帳簿類及び関係書類を照合・検算し、計数が正確であるか、また、収入、支出の手続きが適正であるかについて監査した。

3 監査結果

収入、支出の帳簿類及び関係書類を照査した結果、その計数は正確であり、収入支出の手續きについても適正なものと認めた。

## 令和8（2026）年度 事業計画（案）

| 事業項目                                    | 事業概要  |
|---|---|
| 1 公共交通計画の策定                             | 令和4（2022）年2月に策定された「柏崎市地域公共交通計画」が令和8（2026）年度をもって計画期間終了となるため、地域公共交通の活性化及び再生化に関する法律に基づき計画の策定を行う。   |
| 2 路線バス等利用促進事業                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 路線バス高齢者割引制度</li> <li>(2) 高校生等通学割引キャンペーン</li> <li>(3) 地域内交通の利用促進事業</li> <li>(4) 園児による車内音声アナウンス収録</li> <li>(5) 公共交通ガイドブックの作成</li> <li>(6) 鉄道利用促進事業</li> </ol>                |
| 3 地域公共交通ネットワーク再構築事業                     | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) A I 新交通あいくるの利便性向上事業</li> <li>(2) あいくる利用説明会の開催</li> <li>(3) その他再構築に必要な事業</li> <li>(4) キャッシュレス決済（paypay 以外）</li> </ol>   |
| 4 調査・研究事業                               | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域公共交通ネットワークの再構築に係る視察・研修</li> <li>(2) その他</li> </ol>   |
| 5 その他                                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和7（2025）年度から国庫補助金「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」（フィーダー系統補助金）が、補助計画の策定主体である市町村法定協議会に交付されることとなるため、運行事業者等に対し、国から交付された補助金をそのまま交付する。</li> <li>(2) 「柏崎市A I 新交通あいくるサポータ制度」協賛金の分配</li> </ol> |
| 6 上記の協議のための協議会を開催（協議内容により書面での協議とする場合あり） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年6回程度実施（必要により関係機関との協議、住民説明会等を実施）</li> <li>・市内路線再編等を行う場合で、道路運送法に規定される地域公共交通会議での協議が必要とされる場合に実施</li> </ul>   |

## 議案第3号説明資料

議案第3号「令和8（2026）年度事業計画（案）」について、次のとおり説明します。

### 1 公共交通計画の策定

令和4（2022）年2月に策定された「柏崎市地域公共交通計画」が令和8（2026）年度をもって計画期間終了になるため、本市の地域公共交通を取り巻くさまざまな課題に対応し、誰もが暮らしやすいまちを目指すことを目的として、地域公共交通の活性化及び再生化に関する法律に基づき計画の策定を行う。

### 2 路線バス等利用促進事業

#### (1) 路線バス高齢者割引制度 ※継続

市内路線バスが年々減少している中、乗車運賃の割引だけでは高齢者の生活の足を確保できないことから、専用回数券の販売対象をA I 新交通あいくるの運行区域外の地域にお住まいの方に限定し実施します。

#### (2) 高校生等通学割引キャンペーン ※継続

高校生などに、通学の交通手段として路線バスを利用してもらうため、また、バスを身近に感じてもらうために、バス回数券を割引販売する取組で、平成27（2015）年度から実施しています。

#### (3) 地域内交通の利用促進事業 ※継続

地域内公共交通について、地域の特色を活かした利用促進事業を実施します。

#### (4) 園児による車内音声アナウンス収録 ※継続

市街地を運行する2つの市街地循環バス（かざぐるま・ひまわり）が、地域の公共交通としての愛着をさらに高め、より一層の利用促進を図ることを目的として、バス運行時における停留所案内などの車内アナウンスを、各循環バス沿線に位置する保育園の園児に行ってもらうために、音声収録を行います。

#### (5) 公共交通ガイドブックの作成 ※継続

市民の方が路線バスや鉄道などの公共交通を利用しやすいように、市内発着のバスや鉄道の時刻表を掲載したガイドブックを発行します。

## (6) 鉄道利用促進事業 ※継続

利用者数の減少が著しい鉄道の利用促進等を図るための事業を実施します。

## 3 地域公共交通ネットワーク再構築事業

### (1) A I 新交通あいくるの利便性向上事業 ※継続

A I 新交通あいくるについて、さらなる利便性の向上に向けた施策等を検討・実施します。

### (2) あいくる利用説明会等の開催 ※新規

A I 新交通あいくるの更なる利用促進を図るための利用説明会を開催します。

### (3) その他再構築に必要な事業 ※継続

3(1)~(2)以外に必要な地域公共交通ネットワークの再構築に係る事業を実施します。

## 4 調査・研究事業

### (1) 地域公共交通ネットワークの再構築に係る視察・研修等 ※継続

地域公共交通ネットワークの再構築の実現に向けて、先進自治体等への視察を行います。

### (2) その他 ※継続

国や県などが開催する研修、勉強会に参加します。

## 5 その他

(1) 国庫補助金「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」(フィーダー系統補助金)が、補助計画の策定主体である市町村法定協議会に交付されることとなるため、運行事業者等に対し、国から交付された補助金をそのまま交付します。

(2) 令和8(2026)年度に納入される「柏崎市A I 新交通あいくるサポータ制度」の協賛金を協議会・運行事業者・広告代理店の3者へ分配します。

## 6 協議会の開催

市内路線の再編等を行う場合で、道路運送法に規定される地域公共交通会議での協議

が必要となる場合のほか、本協議会の事業実施に当たり、協議の必要があると判断する場合には、公共交通活性化協議会を開催します。また、運賃改定等に係る協議が必要な場合は、運賃協議会を併せて開催します。

## 議案第 4 号説明資料

### 1 提案理由

柏崎市 AI 新交通あいくるの安定運行に寄与することを目的として実施している「柏崎市 AI 新交通あいくるサポーター制度」において、サポート企業から協賛金を受け入れているところである。

今後、協賛金の使途及び管理をより明確化し、適切かつ透明性の高い会計処理を行うため、協議会財務規定の一部を改正し、当該協賛金を一般会計と区別して管理する特別会計を新たに設置したい。

### 2 改正内容

別紙「新旧対照表のとおり」

### 3 添付資料

①柏崎市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

今回の変更に係る財務規定案

②柏崎市地域公共交通活性化協議会財務規程 新旧対照表

柏崎市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柏崎市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という）第13条の規定に基づき、柏崎市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の会長(以下「会長」という)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議(以下「会議」という)で承認を受けなければならない。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、当該年度の出納は、翌年の5月31日をもって閉鎖するものとする。

3 会計年度の途中において既定予算に補正の必要が生じたときは、会長はこれを調製し、速やかに会議で承認を受けなければならない。

(予算区分)

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(専決事項)

第4条 予算の補正その他の必要な措置について、会議を招集する時間的余裕がないと認めるときに限り、事務局長の専決により行うことができるものとする。

2 会長は、前項の規定により予算の補正その他の必要な措置をしたときは、直近の会議に報告しなければならない。

(予算執行)

第5条 歳入歳出予算の執行は会長の権限とし、会長はその権限について事務局長に専決させるものとする。予算執行の手続きは、適正に処理しなければならない。

(予算の流用及び予備費の充用)

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、事務局長の専決により行うことができるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の会議に報告しなければならない。

(出納員、出納及び現金等の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行うものとする。会長は、事務局員のうちから出納員を命ずることができる。会長の命を受けた出納員は、出納その他会計事務の手続きについて適正に処理しなければならない。

2 協議会に属する現金等は、会長が指定する金融機関に預け入れなければならない。

(簿冊、書類の管理)

第8条 この規程の定めるところにより財務に関する事務を行う者は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 収支の証拠書類
- (3) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊、書類

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、監査員の監査に付した後、会議において承認を得るものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年3月21日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年度予算に係るものから適用するものとする。
- 3 この規定は、令和8年度予算に係るものから適用するものとする。

別表(第3条関係)

(1) 歳入一般会計予算の款、項及び目の区分

| 款     | 項     | 目     |
|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑入  |

(2) 歳出一般会計予算の款、項及び目の区分

| 款     | 項     | 目     |
|-------|-------|-------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 |
|       | 2 事務費 | 1 事務費 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |

(3) 歳入特別会計予算の款、項及び目の区分

| 款     | 項     | 目     |
|-------|-------|-------|
| 1 協賛金 | 1 協賛金 | 1 協賛金 |
| 2 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 3 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑入  |

(4) 歳出特別会計予算の款、項及び目の区分

| 款     | 項     | 目     |
|-------|-------|-------|
| 1 分配金 | 1 分配金 | 1 分配金 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |

柏崎市地域公共交通活性化協議会財務規程 新旧対照表

| 新  |       |       | 旧  |       |       |
|--|-------|-------|--|-------|-------|
| 別表(第3条関係)<br>(1) 歳入 <u>一般</u> 予算の款、項及び目の区分 |       |       | 別表(第3条関係)<br>(1) 歳入( <u>追加</u> )予算の款、項及び目の区分 |       |       |
| 款  | 項     | 目     | 款  | 項     | 目     |
| 1 負担金                                      | 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金  | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 補助金                                      | 1 補助金 | 1 補助金 | 2 補助金  | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 3 繰越金                                      | 1 繰越金 | 1 繰越金 | 3 繰越金  | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入                                      | 1 諸収入 | 1 雑入  | 4 諸収入  | 1 諸収入 | 1 雑入  |
| (2) 歳出 <u>一般</u> 予算の款、項及び目の区分              |       |       | (2) 歳出( <u>追加</u> )予算の款、項及び目の区分              |       |       |
| 款  | 項     | 目     | 款  | 項     | 目     |
| 1 運営費                                      | 1 会議費 | 1 会議費 | 1 運営費  | 1 会議費 | 1 会議費 |
|  | 2 事務費 | 1 事務費 |  | 2 事務費 | 1 事務費 |
| 2 事業費                                      | 1 事業費 | 1 事業費 | 2 事業費  | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 予備費                                      | 1 予備費 | 1 予備費 | 3 予備費  | 1 予備費 | 1 予備費 |

柏崎市地域公共交通活性化協議会財務規程 新旧対照表

| 新                           |              |              | 旧           |
|-----------------------------|--------------|--------------|-------------|
| <u>(3) 歳入特別予算の款、項及び目の区分</u> |              |              | <u>(追加)</u> |
| <u>款</u>                    | <u>項</u>     | <u>目</u>     |             |
| <u>1 協賛金</u>                | <u>1 協賛金</u> | <u>1 協賛金</u> |             |
| <u>2 繰越金</u>                | <u>1 繰越金</u> | <u>1 繰越金</u> |             |
| <u>3 諸収入</u>                | <u>1 諸収入</u> | <u>1 雑入</u>  |             |
| <u>(4) 歳出特別予算の款、項及び目の区分</u> |              |              |             |
| <u>款</u>                    | <u>項</u>     | <u>目</u>     |             |
| <u>1 分配金</u>                | <u>1 分配金</u> | <u>1 分配金</u> |             |
| <u>2 事業費</u>                | <u>1 事業費</u> | <u>1 事業費</u> |             |
| <u>3 予備費</u>                | <u>1 予備費</u> | <u>1 予備費</u> |             |

## 令和8（2026）年度 柏崎市地域公共交通活性化協議会 歳入歳出一般会計予算（案）

## 1 歳入

【単位：円】

| 科 目   |       |       | 本年度<br>予算額 | 前年度<br>予算額 | 比 較         | 説 明  |
|-------|-------|-------|------------|------------|-------------|--|
| 款     | 項     | 目     |            |            |             |  |
| 1 負担金 | 1 負担金 |       | 8,381,000  | 14,907,000 | △ 6,526,000 |  |
|       |       | 1 負担金 | 8,381,000  | 14,907,000 | △ 6,526,000 |  |
|       |       | 1 負担金 | 8,381,000  | 14,907,000 | △ 6,526,000 | 柏崎市負担金                                     |
| 2 補助金 | 1 補助金 |       | 41,657,000 | 25,063,000 | 16,594,000  |  |
|       |       | 1 補助金 | 41,657,000 | 25,063,000 | 16,594,000  |  |
|       |       | 1 補助金 | 41,657,000 | 25,063,000 | 16,594,000  | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金<br>地域公共交通アップデート化推進事業補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 |       | 1,736,664  | 2,898,252  | △ 1,161,588 |  |
|       |       | 1 繰越金 | 1,736,664  | 2,898,252  | △ 1,161,588 |  |
|       |       | 1 繰越金 | 1,736,664  | 2,898,252  | △ 1,161,588 |  |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 |       | 1,336      | 1,005,748  | △ 1,004,412 |  |
|       |       | 1 諸収入 | 1,336      | 1,005,748  | △ 1,004,412 |  |
|       |       | 1 雑入  | 1,336      | 1,005,748  | △ 1,004,412 | 利息   |
| 合計    |       |       | 51,776,000 | 43,874,000 | 7,902,000   |  |

## 2 歳出

【単位：円】

| 科 目   |       |       | 本年度<br>予算額 | 前年度<br>予算額 | 比 較       | 説 明   |
|-------|-------|-------|------------|------------|-----------|---|
| 款     | 項     | 目     |            |            |           |   |
| 1 運営費 | 1 会議費 |       | 800,000    | 420,000    | 380,000   |   |
|       |       | 1 会議費 | 500,000    | 250,000    | 250,000   |   |
|       | 2 事務費 | 1 会議費 | 500,000    | 250,000    | 250,000   | 報酬、費用弁償、会場借上料など   |
|       |       | 1 事務費 | 300,000    | 170,000    | 130,000   |   |
| 2 事業費 | 1 事務費 |       | 300,000    | 170,000    | 130,000   | 消耗品費など  |
|       |       | 1 事業費 | 50,826,000 | 43,304,000 | 7,522,000 |   |
|       |       | 1 事業費 | 50,826,000 | 43,304,000 | 7,522,000 | 路線バス等利用促進事業費、地域公共交通ネットワーク再構築事業費、調査・研究事業費、地域公共交通確保維持改善事業費補助金など |
| 3 予備費 | 1 予備費 |       | 150,000    | 150,000    | 0         |   |
|       |       | 1 予備費 | 150,000    | 150,000    | 0         |   |
|       |       | 1 予備費 | 150,000    | 150,000    | 0         |   |
| 合計    |       |       | 51,776,000 | 43,874,000 | 7,902,000 |   |

## 議案第5号説明資料

議案第5号「令和8（2026）年度歳入歳出一般会計予算（案）」について、次のとおり説明します。

### 1 歳入の部の説明

#### 1 款 1 項 1 目 負担金

柏崎市からの負担金として8,381,000円を計上しています。

#### 2 款 1 項 1 目 補助金

公共交通計画策定に当たっての国庫補助金「地域公共交通アップデート化推進事業補助金」及びこれまで運行事業者に直接交付されていた国庫補助金「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」（フィーダー系統補助金）補助見込額である41,657,000円を計上しています。

#### 3 款 1 項 1 目 繰越金

令和7年度からの繰越金として1,736,664円を計上しています。

#### 4 款 1 項 1 目 雑入

預金利息として1,336円を計上しています。

前年度まで「柏崎市A I 新交通あいくるサポーター制度」による事業所からの協賛金見込額を計上していましたが、第6号議案「令和8（2026）年度歳入歳出特別予算（案）」に計上しています。

歳入の部全体で、51,776,000円を計上しており、対昨年度比で7,902,000円の増額となります。

## 2 歳出の部の説明

### 1 款 1 項 1 目 会議費

協議会における委員報酬、費用弁償や会場借上料のために500,000円を計上しています。

### 1 款 2 項 1 目 事務費

消耗品費等のために300,000円を計上しています。

### 2 款 1 項 1 目 事業費

路線バス等利用促進事業費、地域公共交通ネットワーク再構築事業費、調査・研究事業費、地域公共交通計画の策定にかかる費用など50,826,000円を計上しています。

うち41,000,000円は、国庫補助金「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」（フィーダー系統補助金）として補助計画の作成主体である市町村法定協議会に交付された補助金を運行事業者へそのまま交付します。

※各事業の詳細は、議案第3号説明資料のとおり

### 3 款 1 項 1 目 予備費

予備費として150,000円を計上しています。

歳出の部全体で、51,776,000円を計上しており、対昨年度比で7,902,000円の増額となります。

令和8（2026）年度予算が前年度と比較し、増額している主な理由は、以下のとおりです。

- ・国庫補助金「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」（フィーダー系統補助金）が、前年度度比較し、増額になったためです。

## 令和8（2026）年度 柏崎市地域公共交通活性化協議会 歳入歳出特別会計予算（案）

## 1 歳入

【単位：円】

| 科 目 |     |   | 本年度<br>予算額 | 前年度<br>予算額 | 比 較       | 説 明       |           |
|-----|-----|---|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 款   | 項   | 目 |            |            |           |           |           |
| 1   | 協賛金 |   | 2,650,000  | 0          | 2,650,000 |           |           |
|     |     | 1 | 協賛金        | 2,650,000  | 0         | 2,650,000 |           |
|     |     |   | 1          | 協賛金        | 2,650,000 | 0         | 2,650,000 |
| 2   | 繰越金 |   | 1,739,841  | 0          | 1,739,841 |           |           |
|     |     | 1 | 繰越金        | 1,739,841  | 0         | 1,739,841 |           |
|     |     |   | 1          | 繰越金        | 1,739,841 | 0         | 1,739,841 |
| 3   | 諸収入 |   | 4,159      | 0          | 4,159     |           |           |
|     |     | 1 | 諸収入        | 4,159      | 0         | 4,159     |           |
|     |     |   | 1          | 雑入         | 4,159     | 0         | 4,159     |
| 合計  |     |   | 4,394,000  | 0          | 4,394,000 |           |           |

## 2 歳出

【単位：円】

| 科 目 |     |   | 本年度<br>予算額 | 前年度<br>予算額 | 比 較       | 説 明       |           |
|-----|-----|---|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 款   | 項   | 目 |            |            |           |           |           |
| 1   | 分配金 |   | 2,650,000  | 0          | 2,650,000 |           |           |
|     |     | 1 | 分配金        | 2,650,000  | 0         | 2,650,000 |           |
|     |     |   | 1          | 分配金        | 2,650,000 | 0         | 2,650,000 |
| 2   | 事業費 |   | 1,737,292  | 0          | 1,737,292 |           |           |
|     |     | 1 | 事業費        | 1,737,292  | 0         | 1,737,292 |           |
|     |     |   | 1          | 事業費        | 1,737,292 | 0         | 1,737,292 |
| 3   | 予備費 |   | 6,708      | 0          | 6,708     |           |           |
|     |     | 1 | 予備費        | 6,708      | 0         | 6,708     |           |
|     |     |   | 1          | 予備費        | 6,708     | 0         | 6,708     |
| 合計  |     |   | 4,394,000  | 0          | 4,394,000 |           |           |

## 議案第6号説明資料

議案第6号「令和8（2026）年度歳入歳出特別会計予算（案）」について、次のとおり説明します。

### 1 歳入の部の説明

#### 1 款 1 項 1 目 協賛金

あいくるサポーター各社から納入される協賛金として2,650,000円を計上しています。

#### 2 款 1 項 1 目 繰越金

令和7年度からの繰越金として1,739,841円を計上しています。

#### 3 款 1 項 1 目 雑入

預金利息として4,159円を計上しています。

歳入の部全体で、4,394,000円を計上しており、対昨年度比で4,394,000円の増額となります。

## 2 歳出の部の説明

### 1 款 1 項 1 目 分配金

「柏崎市A I 新交通あいくるの運行維持に係る協賛金の取扱い等に関する覚書」に基づく越後交通株式会社、柏崎交通株式会社、大和タクシー株式会社への分配金として、2,650,000円を計上しています。

### 2 款 1 項 1 目 事業費

「柏崎市A I 新交通あいくるの運行維持に係る協賛金の取扱い等に関する覚書」に基づき、協賛制度の運営、協議会が実施するあいくるの運行維持、運転士確保及び利用促進、協賛特典に係る経費等として1,737,292円を計上しています。

※事業の詳細は、議案第3号説明資料のとおり

### 3 款 1 項 1 目 予備費

予備費として6,708円を計上しています。

歳出の部全体で、4,394,000円を計上しており、対昨年度比で4,394,000円の増額となります。

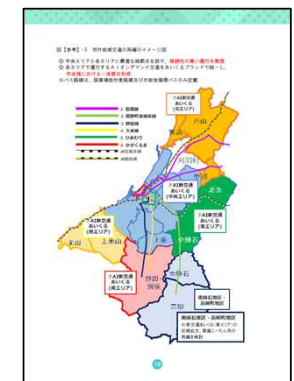
# 柏崎市地域公共交通 利便増進実施計画 改定概要

# 1 改定の目的

参考記載されている「郊外地域交通の  
 リデザイン+地域公共交通ネットワー  
 クの再構築」中にある南・西エリアに  
 おけるA | 新交通あいくるの新規運行  
 について、正式な取組として計画に位  
 置付ける。



| 項目    | 2015年 |     | 2021年 |     | 2024年 |    |
|-------|-------|-----|-------|-----|-------|----|
|       | 路線    | 車両  | 路線    | 車両  | 路線    | 車両 |
| 道路バス  | 13    | 12  | 12    | 12  | -     | -  |
| バス    | 11    | 11  | 11    | 11  | -     | -  |
| 高規格バス | 13    | 14  | 13    | 12  | -     | -  |
| 高規格バス | 18    | 14  | 11    | 11  | -     | -  |
| 路線バス  | 25    | 17  | 11    | 11  | -     | -  |
| バス    | 8     | 8   | -     | -   | 23    | 23 |
| バス    | 8     | 8   | 2     | 2   | 23    | 23 |
| バス    | 11    | 6   | 6     | 6   | 23    | 23 |
| バス    | 20    | 12  | 11    | 11  | 23    | 23 |
| バス    | 20    | 13  | 8     | 8   | 23    | 23 |
| バス    | 3     | 2   | 2     | 2   | 23    | 23 |
| バス    | -     | 1   | 1     | 1   | -     | -  |
| バス    | 44    | 41  | 21    | 23  | -     | -  |
| バス    | 16    | 16  | 8     | 8   | 23    | 23 |
| バス    | 10    | 8   | 4     | 4   | 23    | 23 |
| バス    | 14    | 9   | 7     | 7   | 23    | 23 |
| 合計    | 235   | 199 | 128   | 131 | 23    | 23 |



## 2 改定のポイント

---

- 郊外地域（南・西エリア）での「柏崎市A | 新交通あいくる」の本格運行開始に合わせ、その取組内容や役割を明確化する。
- 一部表現を分かりやすくするための文言修正や各種数値（路線バス運行本数など）を最新の値に更新する。

**全体構成や基本方針に大きな変更はなく、現行計画を基本としつつ、郊外地域(南・西エリア)での「柏崎市A|新交通あいくる」の本格運行を反映したアップデートという位置付け**

**具体的な改定箇所は新旧対照表に記載のとおり**

# 3 今後のスケジュールと主な取組

---

## 1. スケジュール

- 令和8年5月：利便増進実施計画変更認定申請書の提出
- 令和8年6月：計画改定、本格運行開始

## 2. 主な取組

- 利用状況の継続的なモニタリング
- 住民・関係者との意見交換を通じたサービス向上策の研究
- 財政負担の抑制と効率的な運行形態の検討

柏崎市利便増進実施計画 新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>計画区域の追加</p> <div data-bbox="174 220 1032 1449"><p><b>3 計画の区域</b></p><p>本計画の区域は、柏崎市の25地区（中央、比角、大洲、鯨波、剣野、枇杷島、半田、高田、田尻、北鯖石、西中通、松波、荒浜、上条、中通、西山、二田、南部、高浜、北条、中鯖石、野田・鶴川、別保、米山、上米山）とします。ただし、施策の実施等において必要がある場合は、周辺自治体等と調整・連携を図ることとします。</p><p><b>4 計画の期間</b></p><p>計画期間は令和7（2025）年3月から令和9（2027）年3月までとします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。</p><p>2</p></div> | <div data-bbox="1234 220 2092 1449"><p><b>3 計画の区域</b></p><p>本計画の区域は、柏崎市の21地区（中央、比角、大洲、鯨波、剣野、枇杷島、半田、高田、田尻、北鯖石、西中通、松波、荒浜、上条、中通、西山、二田、南部、高浜、北条、中鯖石）とします。ただし、施策の実施等において必要がある場合は、周辺自治体等と調整・連携を図ることとします。</p><p><b>4 計画の期間</b></p><p>計画期間は令和7（2025）年3月から令和9（2027）年3月までとします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。</p><p>2</p></div> |

### 3 郊外地域交通のリデザイン+地域公共交通ネットワークの再構築

※実施主体：柏崎市、柏崎市地域公共交通活性化協議会、越後交通㈱、柏崎交通㈱、大和タクシー㈱、大新東㈱

※柏崎市地域公共交通計画における関連施策：「1 新交通システム+郊外地域交通ネットワークの構築」

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条13号イ(1)、(3)の規定に該当

#### (1) 郊外地域におけるA I新交通あいくるの新規運行（北・東・南・西エリア）

A I新交通あいくるの運行開始に伴い、市中心部の公共交通の利便性は著しく向上した一方で、当該交通の運行区域外である郊外地域においては、相次ぐ路線バスの廃線・減便などにより、利便性が低下しています。

このことから、郊外地域における安定的な生活交通の確保は、急務になっており、この課題に対応するため、市全域を中央、北、東、南、西及び南鯖石・高柳地区の6つエリアに区分し、既存の地域交通をリデザインし、A I新交通あいくるを新規運行します。

まずは、人口規模の大きい北・東エリアから運行を開始し、その後、南・西エリアへと段階的に運行エリアを拡大します。あわせて、中央エリアと各エリアを結ぶための最適な結節点を設け、シームレスな公共交通ネットワークの構築します。

表 2-20 路線バスの平日運行本数と廃線となったバス路線

|        | 路線バス<br>運行本数 | 廃線となったバス路線  |
|--------|--------------|---|
| 令和2年4月 | 202本         |   |
| 令和3年4月 | 190本         | 赤坂山公園線（～R4.3.31、全区間）<br>米山台福祉センター線（～R4.3.31、全区間）<br>妙法寺線（～R4.3.31、区間廃止）                 |
| 令和4年4月 | 174本         | 谷根線（～R4.10.31、区間廃止）   |
| 令和5年4月 | 147本         | 宮平北線（～R6.3.31、全区間）<br>新潟産業大学線（柏崎総合医療センター経由）<br>（～R6.3.31、全区間）<br>出雲崎車庫前線（～R6.3.31、区間廃止） |
| 令和6年4月 | 128本         |   |
| 令和7年4月 | 113本         |   |
| 令和8年4月 | 113本         |   |

### 【参考】郊外地域交通のリデザイン+地域公共交通ネットワークの再構築

※実施主体：柏崎市、柏崎市地域公共交通活性化協議会、越後交通㈱、柏崎交通㈱、大和タクシー㈱

※柏崎市地域公共交通計画における関連施策：「1 新交通システム+郊外地域交通ネットワークの構築」

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条13号イ(1)、(3)の規定に該当

#### 郊外地域交通のリデザイン（南・西エリア、南鯖石・高柳地区）

市全域を中央、北、東、南、西及び南鯖石・高柳地区の6つエリアに区分したうち、南、西エリアにおいても、地域交通をリデザインして、A I新交通あいくるを新規運行します。

当該エリアについても中央エリアと各エリアを結ぶための最適な結節点を設け、シームレスな公共交通ネットワークの構築を図ります。

また、南鯖石・高柳地区を含む各エリアにおける具体的なリデザイン内容を検討し、その内容が整い次第、本計画に盛り込むための計画変更を実施する予定です。

表 2-24 郊外地域交通リデザイン後の概要（南エリア）を追加

(新設)

表 2-24 郊外地域交通リデザイン後の概要（南エリア）

|               | 現行   | リデザイン後  |
|---------------|--|---|
| 運行形態          | 路線<br>(道路運送法 4 条乗合 (路線運行))   | デマンド<br>(道路運送法 4 条乗合 (区域運行))  |
| 運行頻度          | 週 3 日 (月・木・金曜日)<br>※祝日、年末年始除く  | 週 2 日 (月・木曜日)<br>※祝日、年末年始除く   |
| 乗降ポイントの数      | 14 箇所  | 50 箇所   |
| 車両台数          | 1 台  | 2 台   |
| 運行区域          | 鶴川地区   | 野田・鶴川・別俣地区・あいくる中央エリア※柏崎総合医療センター、厚生病院、コモタウン柏崎、柏崎駅へは直行便となる。それ以外の中央エリアの乗降ポイントは、結節ポイントで乗り換えることにより移動可能となる。 |
| 乗車運賃 (大人)     | 200 円/回  | 地区内：200 円/回<br>地区外：600 円/回  |
| 運行時間          | 1 便 8:18~8:45<br>2 便 8:55~9:19<br>3 便 11:48~12:15<br>4 便 12:30~12:54<br>診療所便 13:04~13:31<br>5 便 15:58~16:25<br>6 便 16:35~16:59 | 9:00~15:30  |
| 運行主体<br>※変更なし | 柏崎市  | 柏崎市   |

図 2-5 郊外地域交通リデザインの概要（南エリア）を追加

(新設)

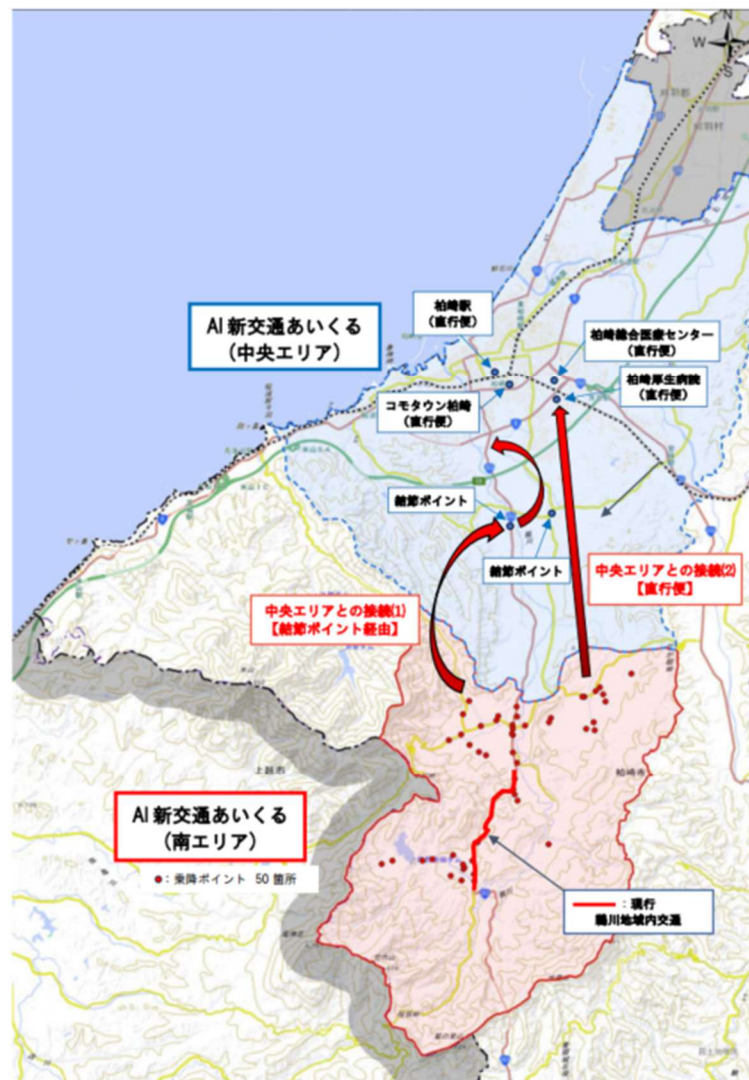


図 2-5 郊外地域交通リデザインの概要（南エリア）

表 2-25 郊外地域交通リデザイン後の概要（西エリア）を追加

(新設)

表 2-25 郊外地域交通リデザイン後の概要（西エリア）

|               | 現行   | リデザイン後  |
|---------------|--|---|
| 運行形態          | 路線<br>(道路運送法 4 条乗合 (路線運行))   | デマンド<br>(道路運送法 4 条乗合 (区域運行))  |
| 運行頻度          | 【米山地区乗合タクシー】<br>週 1 日 (火曜日)<br>※祝日、年末年始除く<br>【上米山地域交通】<br>週 2 日 (水・金曜日)<br>※祝日、年末年始除く  | 週 2 日 (火・金曜日)<br>※祝日、年末年始除く   |
| 乗降ポイントの数      | 【米山地区乗合タクシー】<br>18 箇所<br>【上米山地域交通】<br>11 箇所  | 31 箇所   |
| 車両台数          | 各 1 台  | 2 台   |
| 運行区域          | 【米山地区乗合タクシー】<br>米山地区・市街地 4 停留所<br>【上米山地域交通】<br>上米山地区・市街地 10 停留所  | 米山・上米山地区・あいくる中央<br>エリア※新潟病院、前畑医院、東<br>本町 1 丁目バス停、西本町 2 丁目<br>バス停、コモタウン柏崎、柏崎駅<br>へは直行便となる。それ以外の中<br>央エリアの乗降ポイントは、結節<br>ポイントで乗り換えることにより<br>移動可能となる。 |
| 乗車運賃<br>(大人)  | 【米山地区乗合タクシー】<br>米山地区～市街地：400 円<br>地区内：200 円<br>【上米山地域交通】<br>上米山地区～市街地：400 円<br>地区内：200 円   | 地区内：200 円/回<br>地区外：600 円/回  |
| 運行時間          | 【米山地区乗合タクシー】<br>(米山地区→市街地)<br>8：22～9：15<br>14：10～15：00<br>(市街地→米山地区)<br>12：05～13：10<br>【上米山地域交通】<br>(上米山地区→市街地)<br>8：30～9：03<br>13：00～13：33<br>(市街地→上米山地区)<br>7：55～8：28<br>12：25～12：58 | 9：00～15：30  |
| 運行主体<br>※変更なし | 【米山地区乗合タクシー】<br>柏崎市<br>【上米山地域交通】<br>柏崎市  | 柏崎市   |

図 2-6 郊外地域交通リデザインの概要（西エリア）を追加

(新設)

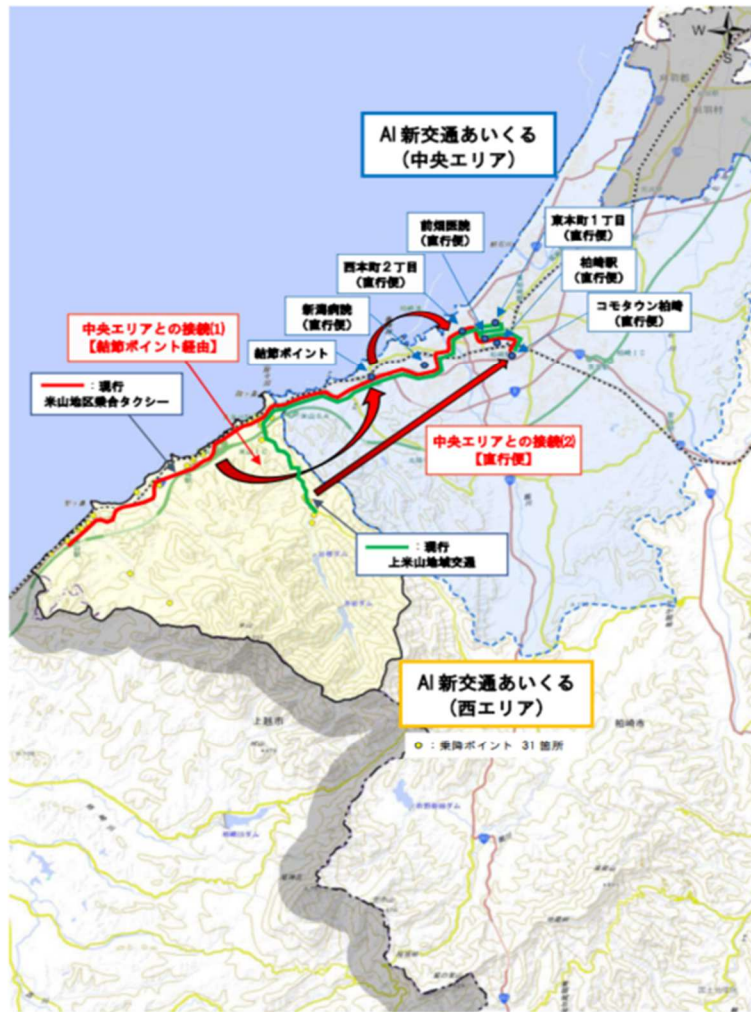


図 2-6 郊外地域交通リデザインの概要（西エリア）

2章3(2) 実施時期及び期待する事業効果に南・西エリアを追加

(2) 実施時期及び期待する事業効果

表2-25 郊外地域交通リデザインの実施時期及び期待する事業効果(北・東・南・西エリア)

| 実施時期        | 北・東エリア：令和8(2026)年2月<br>南・西エリア：令和8(2026)年6月   |   |  |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |      |         |        |      |                   |                  |
|-------------|--|---|--|--------------------|-------------------|------|---------------------|---------------------|------|---|---|------|---------|--------|------|-------------------|------------------|
| 活用を検討する補助金等 | ⑤：地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)   |   |  |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |      |         |        |      |                   |                  |
| 期待する事業の効果   | <p>○全エリアにおいて路線バスが年々減少しており、運行間隔が大幅に広がったことで、公共交通が空白となる時間帯が発生している。このことから、路線バスは、他市村や通勤・通学の移動手段として維持しつつ、路線バスが運行していない時間帯においては、既存の地域交通をリデザインし、AI新交通あいくるを導入する。これにより、運行区域が大幅に拡充され、<b>全エリア共通で一括してAIデマンド交通の予約が可能になるとともに</b>、希望時間に合わせた利用が可能となる。また、きめ細かな乗降ポイントの設定により、市街地でもドアツードアに近い利用が可能となり、通院や買い物などの日常生活の移動における利便性が向上される。</p> <p>【参考：各エリアのバス路線運行本数の変化】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年4月<br/>(2015年)</th> <th>令和7年4月<br/>(2025年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北エリア</td> <td>長岡駅前線<br/>(西山経由)：15本</td> <td>長岡駅前線<br/>(西山経由)：12本</td> </tr> <tr> <td>東エリア</td> <td>長岡駅前線<br/>(曾地経由)：16本<br/>岡野町<br/>車庫前線：25本<br/>宮平北線：8本<br/>杉平線：9本</td> <td>長岡駅前線<br/>(曾地経由)：10本<br/>岡野町<br/>車庫前線：10本<br/>宮平北線：0本<br/>杉平線：2本</td> </tr> <tr> <td>南エリア</td> <td>野田線：14本</td> <td>野田線：7本</td> </tr> <tr> <td>西エリア</td> <td>谷根・川内<br/>・鯨波線：20本</td> <td>谷根・川内<br/>・鯨波線：5本</td> </tr> </tbody> </table> <p>○郊外地域でのAI新交通あいくるの運行に伴い、当該交通の人口カバー率が増加(84.5%→97.6%)することから、市全体における公共交通の利便性満足度の向上が期待できる。(令和6年7月現在の満足度：22.6%)</p> <p>○【1日当たりの利用者数】<br/>         &lt;北・東エリア&gt;令和8年度目標値：21人<br/>         &lt;南・西エリア&gt;令和8年度目標値：10人</p> |   |  | 平成27年4月<br>(2015年) | 令和7年4月<br>(2025年) | 北エリア | 長岡駅前線<br>(西山経由)：15本 | 長岡駅前線<br>(西山経由)：12本 | 東エリア | 長岡駅前線<br>(曾地経由)：16本<br>岡野町<br>車庫前線：25本<br>宮平北線：8本<br>杉平線：9本 | 長岡駅前線<br>(曾地経由)：10本<br>岡野町<br>車庫前線：10本<br>宮平北線：0本<br>杉平線：2本 | 南エリア | 野田線：14本 | 野田線：7本 | 西エリア | 谷根・川内<br>・鯨波線：20本 | 谷根・川内<br>・鯨波線：5本 |
|             | 平成27年4月<br>(2015年)   | 令和7年4月<br>(2025年)   |  |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |      |         |        |      |                   |                  |
| 北エリア        | 長岡駅前線<br>(西山経由)：15本  | 長岡駅前線<br>(西山経由)：12本   |  |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |      |         |        |      |                   |                  |
| 東エリア        | 長岡駅前線<br>(曾地経由)：16本<br>岡野町<br>車庫前線：25本<br>宮平北線：8本<br>杉平線：9本  | 長岡駅前線<br>(曾地経由)：10本<br>岡野町<br>車庫前線：10本<br>宮平北線：0本<br>杉平線：2本 |  |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |      |         |        |      |                   |                  |
| 南エリア        | 野田線：14本  | 野田線：7本  |  |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |      |         |        |      |                   |                  |
| 西エリア        | 谷根・川内<br>・鯨波線：20本  | 谷根・川内<br>・鯨波線：5本  |  |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |      |         |        |      |                   |                  |

(2) 実施時期及び期待する事業効果

表2-25 郊外地域交通リデザインの実施時期及び期待する事業効果(北・東エリア)

| 実施時期        | 令和8(2026)年2月  |   |       |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |    |  |    |  |    |      |      |    |      |      |      |      |      |      |      |      |       |       |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-------------|---|---|-------|--------------------|-------------------|------|---------------------|---------------------|------|---|---|----|--|----|--|----|------|------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 活用を検討する補助金等 | ⑤：地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)  |   |       |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |    |  |    |  |    |      |      |    |      |      |      |      |      |      |      |      |       |       |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 期待する事業の効果   | <p>○北・東エリアにおいても路線バスが年々減少しており、運行間隔が大幅に広がったことで、公共交通が空白となる時間帯が発生している。このことから、路線バスは、他市村や通勤・通学の移動手段として維持しつつ、路線バスが運行していない時間帯においては、既存の地域交通をリデザインし、AI新交通あいくるを導入する。これにより、両エリアとも既存の地域交通と比較し、運行区域が大幅に拡充されるほか、希望時間に合わせた利用が可能となる。また、きめ細かな乗降ポイントの設定により、郊外地域でもドアツードアに近い利用が可能となり、通院や買い物などの日常生活の移動における利便性が向上される。</p> <p>【参考：上条地区・中通地区バス路線の運行本数の変化】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年4月<br/>(2015年)</th> <th>令和7年4月<br/>(2025年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北エリア</td> <td>長岡駅前線<br/>(西山経由)：15本</td> <td>長岡駅前線<br/>(西山経由)：12本</td> </tr> <tr> <td>東エリア</td> <td>長岡駅前線<br/>(曾地経由)：16本<br/>岡野町<br/>車庫前線：25本<br/>宮平北線：8本<br/>杉平線：9本</td> <td>長岡駅前線<br/>(曾地経由)：10本<br/>岡野町<br/>車庫前線：10本<br/>宮平北線：0本<br/>杉平線：2本</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考：対象バス路線の運行ダイヤ(令和7年4月現在)】<br/>長岡駅前線(西山経由)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">上り</th> <th colspan="2">下り</th> </tr> <tr> <th>西山</th> <th>柏崎駅前</th> <th>柏崎駅前</th> <th>西山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7:21</td> <td>7:45</td> <td>6:35</td> <td>6:59</td> </tr> <tr> <td>8:56</td> <td>9:20</td> <td>7:40</td> <td>8:04</td> </tr> <tr> <td>15:22</td> <td>15:46</td> <td>8:50</td> <td>9:14</td> </tr> <tr> <td>17:41</td> <td>18:05</td> <td>12:40</td> <td>13:04</td> </tr> <tr> <td>19:01</td> <td>19:25</td> <td>16:10</td> <td>16:34</td> </tr> <tr> <td>20:01</td> <td>20:25</td> <td>18:50</td> <td>19:14</td> </tr> </tbody> </table> |   |       | 平成27年4月<br>(2015年) | 令和7年4月<br>(2025年) | 北エリア | 長岡駅前線<br>(西山経由)：15本 | 長岡駅前線<br>(西山経由)：12本 | 東エリア | 長岡駅前線<br>(曾地経由)：16本<br>岡野町<br>車庫前線：25本<br>宮平北線：8本<br>杉平線：9本 | 長岡駅前線<br>(曾地経由)：10本<br>岡野町<br>車庫前線：10本<br>宮平北線：0本<br>杉平線：2本 | 上り |  | 下り |  | 西山 | 柏崎駅前 | 柏崎駅前 | 西山 | 7:21 | 7:45 | 6:35 | 6:59 | 8:56 | 9:20 | 7:40 | 8:04 | 15:22 | 15:46 | 8:50 | 9:14 | 17:41 | 18:05 | 12:40 | 13:04 | 19:01 | 19:25 | 16:10 | 16:34 | 20:01 | 20:25 | 18:50 | 19:14 |
|             | 平成27年4月<br>(2015年)  | 令和7年4月<br>(2025年)   |       |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |    |  |    |  |    |      |      |    |      |      |      |      |      |      |      |      |       |       |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 北エリア        | 長岡駅前線<br>(西山経由)：15本   | 長岡駅前線<br>(西山経由)：12本   |       |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |    |  |    |  |    |      |      |    |      |      |      |      |      |      |      |      |       |       |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 東エリア        | 長岡駅前線<br>(曾地経由)：16本<br>岡野町<br>車庫前線：25本<br>宮平北線：8本<br>杉平線：9本   | 長岡駅前線<br>(曾地経由)：10本<br>岡野町<br>車庫前線：10本<br>宮平北線：0本<br>杉平線：2本 |       |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |    |  |    |  |    |      |      |    |      |      |      |      |      |      |      |      |       |       |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 上り          |   | 下り  |       |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |    |  |    |  |    |      |      |    |      |      |      |      |      |      |      |      |       |       |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 西山          | 柏崎駅前  | 柏崎駅前  | 西山    |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |    |  |    |  |    |      |      |    |      |      |      |      |      |      |      |      |       |       |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 7:21        | 7:45  | 6:35  | 6:59  |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |    |  |    |  |    |      |      |    |      |      |      |      |      |      |      |      |       |       |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 8:56        | 9:20  | 7:40  | 8:04  |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |    |  |    |  |    |      |      |    |      |      |      |      |      |      |      |      |       |       |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 15:22       | 15:46   | 8:50  | 9:14  |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |    |  |    |  |    |      |      |    |      |      |      |      |      |      |      |      |       |       |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 17:41       | 18:05   | 12:40   | 13:04 |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |    |  |    |  |    |      |      |    |      |      |      |      |      |      |      |      |       |       |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 19:01       | 19:25   | 16:10   | 16:34 |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |    |  |    |  |    |      |      |    |      |      |      |      |      |      |      |      |       |       |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 20:01       | 20:25   | 18:50   | 19:14 |                    |                   |      |                     |                     |      |   |   |    |  |    |  |    |      |      |    |      |      |      |      |      |      |      |      |       |       |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |

2章3(3) 必要経費(概算)と想定する負担割合に南・西エリアを追加

(3) 必要経費(概算)と想定する負担割合

表 2-26 郊外地域交通デザイン(北・東エリア)に係る必要経費(概算)※イニシャルコスト

|              |                         |          |
|--------------|-------------------------|----------|
| 必要経費<br>(概算) | <北・東エリア>                |          |
|              | ① 車両購入経費(1台):           | 5,600千円  |
|              | ② 車両ラッピング経費(3台):        | 1,611千円  |
|              | ③ 利用ガイドブック作成費:          | 1,412千円  |
|              | ④ 乗降ポイント看板作成・設置経費:      | 4,325千円  |
|              | ⑤ AIオンデマンドシステム設計・構築委託料: | 2,800千円  |
|              | 合計(①+②+③+④+⑤):          | 15,748千円 |
|              | <南・西エリア>                |          |
|              | ① 車両購入経費(2台):           | 9,965千円  |
|              | ② 車両ラッピング経費(2台):        | 1,020千円  |
|              | ③ 利用ガイドブック作成費:          | 1,259千円  |
|              | ④ 乗降ポイント看板作成・設置経費:      | 1,670千円  |
|              | ⑤ AIオンデマンドシステム設計・構築委託料: | 2,800千円  |
|              | 合計(①+②+③+④+⑤):          | 16,714千円 |

※国庫補助額は、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用し、見込額に満たない場合は、市の一般財源から支出します。

表 2-27 郊外地域交通デザイン(北・東・南・西エリア)後の運行経費(ランニングコスト概算)に対する負担割合

|                   | 市負担額     | 国庫補助額<br>(見込額) | 合計       |
|-------------------|----------|----------------|----------|
| 令和7年度<br>(2025年度) | 13,850千円 | 10,650千円       | 24,500千円 |
| 令和8年度<br>(2026年度) | 22,850千円 | 16,250千円       | 39,100千円 |

(3) 必要経費(概算)と想定する負担割合

表 2-26 郊外地域交通デザイン(北・東エリア)に係る必要経費(概算)※イニシャルコスト

|              |                         |          |
|--------------|-------------------------|----------|
| 必要経費<br>(概算) | ① 車両購入経費(1台):           | 5,600千円  |
|              | ② 車両ラッピング経費:            | 1,611千円  |
|              | ③ 利用ガイドブック作成費:          | 1,412千円  |
|              | ④ 乗降ポイント看板作成・設置経費:      | 4,325千円  |
|              | ⑤ AIオンデマンドシステム設計・構築委託料: | 2,800千円  |
|              | 合計(①+②+③+④+⑤):          | 15,748千円 |

表 2-27 郊外地域交通デザイン(北・東エリア)後の運行経費(ランニングコスト概算)に対する負担割合

|                   | 市負担額     | 国庫補助額<br>(見込額) | 合計       |
|-------------------|----------|----------------|----------|
| 令和7年度<br>(2025年度) | 13,850千円 | 10,650千円       | 24,500千円 |
| 令和8年度<br>(2026年度) | 13,850千円 | 10,650千円       | 24,500千円 |

※国庫補助額は、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用し、見込額に満たない場合は、市の一般財源から支出します。

南鯖石地区・高柳地区エリアにおける公共交通のデザインは、今後実施予定であるため引き続き掲載

#### 【参考】郊外地域交通のデザイン+地域公共交通ネットワークの再構築

※実施主体：柏崎市、柏崎市地域公共交通活性化協議会、越後交通㈱、柏崎交通㈱、大和タクシー㈱

※柏崎市地域公共交通計画における関連施策：「1 新交通システム+郊外地域交通ネットワークの構築」

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条13号イ(1)、(3)の規定に該当

#### 郊外地域交通のデザイン（南鯖石・高柳地区）

市全域を中央、北、東、南、西及び南鯖石・高柳地区の6つエリアに区分したうち、南鯖石・高柳地区においても、具体的なデザイン内容を検討し、準備が整い次第、実施する予定です。

#### 【参考】郊外地域交通のデザイン+地域公共交通ネットワークの再構築

※実施主体：柏崎市、柏崎市地域公共交通活性化協議会、越後交通㈱、柏崎交通㈱、大和タクシー㈱

※柏崎市地域公共交通計画における関連施策：「1 新交通システム+郊外地域交通ネットワークの構築」

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条13号イ(1)、(3)の規定に該当

#### 郊外地域交通のデザイン（南・西エリア、南鯖石・高柳地区）

市全域を中央、北、東、南、西及び南鯖石・高柳地区の6つエリアに区分したうち、南・西エリアにおいても、地域交通をデザインして、A1新交通あいくるを新規運行します。

当該エリアについても中央エリアと各エリアを結ぶための最適な結節点を設け、シームレスな公共交通ネットワークの構築を図ります。

また、南鯖石・高柳地区を含む各エリアにおける具体的なデザイン内容を検討し、その内容が整い次第、本計画に盛り込むための計画変更を実施する予定です。

地域公共交通計画別紙案（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について

1 計画変更の概要

令和7年度第2回柏崎市地域公共交通活性化協議会（書面協議）において、地域内フィーダー系統として、補助対象と位置付けた「AI新交通あいくる」について、南・西エリアでの本格運行を開始するため、計画変更を行うものです。

2 変更理由

南・西エリアの本格運行開始に伴う変更

3 添付資料

①地域公共交通計画別紙（令和8年度）変更案

今回の変更に係る地域内フィーダー系統の運行計画案

②表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

計画により維持される系統の概要

③地域内フィーダー系統確保維持事業（区域型）運行便数算出表

「柏崎市AI新交通あいくる」の計画運行回数算出表

④運行区域図

計画により維持される路線バス等の運行区域図

令和8年5月 日

(名称) 柏崎市地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

柏崎市は、JR柏崎駅を中心に東西にJR信越本線が走り、東は長岡市、西は上越市と連絡しており、それぞれ上越新幹線、北陸新幹線との乗り換えが可能となっている。また、北東方面へはJR越後線が走り、刈羽村、出雲崎町、長岡市を経て新潟市に連絡している。バス路線については、JR柏崎駅を結節点として、地域間幹線系統（柏崎～長岡線、柏崎～岡野町線）の他、高速バス（柏崎～新潟線、柏崎～京都・大阪）や市内公共交通網（フィーダー系統を含む。）が形成されている。市内公共交通網は、柏崎駅を中心に各地区に広がっており、市街地循環線とも結節している。地域内交通においては、地域の事情に応じた、きめ細やかな運行形態を構築しており、郊外地域の住民生活を支える身近な公共交通として確立されている。（柏崎市の公共交通体系は、別紙資料1を参照）。

しかし、自家用車の普及や人口減少等により、公共交通機関の利用者は年々減少しており、さらには、原油価格や物価高騰等の影響により、運行事業者の経営基盤が揺らいでいることから、地域公共交通路線の維持がますます厳しい状況となっている。

こうした中、「ひまわり」の愛称で親しまれている「東市街地循環線」は、柏崎駅において鉄道や幹線系統路線等と接続し、柏崎駅東側（比角地区、半田地区）に位置する総合病院等の公共公益施設を經由して運行している。「柏崎駅前～野田線」及び「柏崎駅前～久米線」は、市街地と中山間地域の野田地区及び久米地区を結ぶ路線である。令和5年11月からは、AIオンデマンド交通の「あいくる」を市内の人口集中地域（中央エリア）において新規運行し、令和8年2月からは市内北部・東部地域（北・東エリア）、**令和8年6月からは市内南部・西部地域（南・西エリア）**においても本格運行を開始するなど、路線バス等の既存の公共交通だけでは補いきれない部分を補完する役割を担っている。

いずれの公共交通においても市民の通院、買い物などに広く利用されており、生活に不可欠なものであることから、地域公共交通確保維持事業により確保・維持を図ることで、地区住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

(柏崎市地域公共交通計画 P42 参照)

① 東市街地循環線 (申請番号 (1)、(2))

- ・市民1人あたりの地域公共交通の利用回数を6.00回/年(令和6年度の実績5.32回/年)とする。
- ・路線の収支率を32.00%(令和6年度実績:33.49%)とする。
- ・利用者1乗車当たりの市の財政負担額を212円/年(令和6年度の実績213円/年)とする

② 柏崎駅前～野田線 (申請番号 (3)、(4)、(5))

- ・市民1人あたりの地域公共交通の利用回数を6.00回/年(令和6年度の実績5.32回/年)とする。
- ・路線の収支率を32.00%(令和6年度実績:23.88%)とする。
- ・利用者1乗車当たりの市の財政負担額を212円/年(令和6年度実績:339.48円/年)とする。

③ 柏崎駅前～久米線 (申請番号 (6))

- ・市民1人あたりの地域公共交通の利用回数を6.00回/年(令和6年度の実績5.32回/年)とする。
- ・路線の収支率を32.00%(令和6年度実績:13.79%)とする。
- ・利用者1乗車当たりの市の財政負担額を212円/年(令和6年度実績:588.09円/年)とする。

④ AI新交通あいくる (申請番号 (7))

- ・市民1人あたりの地域公共交通の利用回数を6.00回/年(令和6年度の実績5.32回/年)とする。
- ・あいくるの収支率を32.00%(令和6年度実績:24.48%)とする。
- ・利用者1乗車当たりの市の財政負担額を212円/年(令和6年度実績:1321.43円/年)とする。

※目標値は、全て令和8年度の目標値

(2) 事業の効果

## ① 東市街地循環線

東市街地循環線を維持することにより、柏崎駅発着の鉄道利用者だけではなく、郊外各地区への路線バスと接続可能となり、市全体の公共交通ネットワークが構築され、地域全体の活性化につながる。

なお、中心市街地のスーパーが閉店し、運行経路上にある別のスーパーへの移動需要が高まったことにより、近年は利用者が増加している。

## ② 柏崎駅前～野田線、柏崎駅前～久米線

当該路線を確保・維持することにより、野田地区、久米地区及びその沿線住民の「生活の足」を確保することができる。さらに、「柏崎駅前～野田線」は、その南側に位置する鵜川地区と野田地区を結ぶ「鵜川地域内交通」と接続しており、鵜川地区の住民が市内中心市街地へ移動する貴重な交通手段となる。いずれの路線も、中山間地域と市内中心部をつないでいることから、本市全体の公共交通網において、重要な路線であり、中山間地域における住民の外出機会の創出や、地域活性化に寄与している。

なお、令和元年10月から高齢者割引制度の対象路線に加えたことで、収支の回復を期待していたが、直後の新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、利用者は停滞している。

## ③ A I 新交通あいくる

当該公共交通を確保・維持することにより、運行本数が大幅に減少している路線バスなどの既存の公共交通を補完する役割を担い、運行区域において、地域住民の通院や買い物などの重要な生活交通となっている。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(柏崎市地域公共交通計画 P50 参照)

- ・ 路線バス等地域公共交通の時刻表・路線図などが記載されている公共交通ガイドブックを発行する(協議会、事業者)
- ・ 路線バスなどの時刻や運行ルートなどをスマートフォンなどから容易に検索できるようにするため、経路情報検索サービスの充実に向けた検討を行う(協議会、事業者)
- ・ 高齢者割引制度を実施する(協議会、事業者)
- ・ 高校生等通学割引キャンペーンなどの通学における利用促進事業を実施する(協議会)
- ・ 高齢者や障がい者を対象とした公共交通の乗り方教室を実施する(協議会、事業者)
- ・ 園児による車内音声アナウンス収録により、地域公共交通としての愛着をさらに高める(協議会、事業者)
- ・ バリアフリー車両の導入促進(柏崎市、事業者)
- ・ A I 新交通あいくるの利用ガイドブックを発行する(協議会)

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

柏崎市から運行事業者への補助金額等については、それぞれ次のとおりとする。

- ・東市街地循環線：上限額を設けた上で、運行収支差額から国庫補助金を差し引いた額を負担する。6,390千円
- ・野田線、久米線：運行収支差額の11/20に相当する額から国庫補助金を差し引いた額を負担する。5,407千円
- ・A I 新交通あいくる：運行収支差額（中央エリア）、運行単価に基づく運行経費（北・東・南・西エリア）を負担する。88,737千円

#### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

#### 7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

#### 8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

#### 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

#### 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付。

#### 11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

#### 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

|   |
|---|
| 該当なし  |
| (2) 事業の効果   |
| 該当なし  |
| 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】                    |
| 該当なし  |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br>【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】 |
| 該当なし  |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br>【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】  |
| 該当なし  |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br>【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】   |
| (1) 事業の目標   |
| 該当なし  |
| (2) 事業の効果   |
| 該当なし  |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】  |
| 該当なし  |
| 18. 協議会の開催状況と主な議論   |

## &lt;令和6年度&gt;

【第1回】令和6年5月15日～29日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 令和5年度事業報告・歳入歳出決算報告について
- ・ 令和6年度事業計画・予算について

【第2回】令和6年6月17日～24日（書面にて開催し承認を得た）から承認を得た。）

- ・ 地域公共交通計画別紙案（地域内フィーダー系統確保維持計画）について
- ・ 地域公共交通計画別紙案（地域間幹線系統確保維持計画）について

【第3回】令和6年8月1日～13日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ AI新交通あいくるの運行区域の拡大について

【第4回】令和6年10月15日（参集にて開催し承認を得た）

- ・ 地域公共交通ネットワークの再構築について
- ・ 市街地循環バスのダイヤ等の見直しについて
- ・ 柏崎市地域公共交通利便増進計画の策定について

【第5回】令和6年12月13日～23日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の事業評価について

【第6回】令和7年1月20日～30日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 自家用有償旅客運送の更新登録について

【第7回】令和7年2月27日～28日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 地域公共交通計画別紙（地域間幹線系統確保維持計画）の変更について

## &lt;令和7年度&gt;

【第1回】令和7年5月12日～23日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 令和6年度事業報告・歳入歳出決算報告について
- ・ 令和7年度事業計画・予算について

【第2回】令和7年6月18日～27日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 地域公共交通計画別紙案（地域内フィーダー系統確保維持計画）について
- ・ 地域公共交通計画別紙案（地域間幹線系統確保維持計画）について

【第3回】令和7年8月8日～19日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ （北・東エリア）あいくるの利用料について
- ・ （北・東エリア）あいくるの乗降ポイントにおける越後交通(株)路線バス停留所での停車に係る合意について

【第4回】令和7年12月22日（参集にて開催し承認を得た）

- ・ 市西部・南部地域におけるAI新交通あいくるの新規運行について
- ・ 地域公共交通計画の中間評価について
- ・ 利便増進実施計画の改定について
- ・ 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業（地域フィーダー系統・地域間幹線系統）の事業評価について

【第5回】令和8年1月16日～26日（書面にて開催し承認を得た）

- ・地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について
- ・（南エリア）あいくるの乗降ポイントにおける越後交通(株)路線バス停留所での停車に係る合意について

【第6回】令和8年2月18日～25日（書面にて開催し承認を得た）

- ・市西部地域におけるA I新交通あいくるの新規運行に係る米山地区乗合タクシーの運行期間変更について

【第7回】令和8年3月9日～13日（書面にて開催し承認を得た）

- ・地域公共交通計画別紙案（地域間幹線系統確保維持計画）の変更について
- ・地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について

【第8回】令和8年3月9日～13日（書面にて開催し承認を得た）

- ・地域公共交通計画別紙案（地域間幹線系統確保維持計画）の変更について
- ・地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について

<令和8年度>

【第1回】令和8年5月〇日～〇日（書面にて開催し承認を得た）

- ・令和7年度事業報告・歳入歳出決算報告について
- ・柏崎市地域公共交通活性化協議会財務規定の改定について
- ・令和8年度事業計画・予算について
- ・利便増進実施計画の改定について
- ・地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について

## 19. 利用者等の意見の反映状況

柏崎市地域公共交通活性化協議会には、利用者の代表として3名の市民の方に委員を委嘱している。また、必要に応じて、運行地域へ出向き、地域の代表者や利用者から意見を聴取している。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

| 市区町村名 | 運送予定者名                                    | 運行系統名等<br>(申請番号)       | 運行系統 |                                     |     | 系統<br>キロ程          | 計画<br>運行<br>日数 | 計画<br>運行<br>回数 | 利便<br>増進<br>特例<br>措置 | 運送<br>継続<br>特例<br>措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合<br>(別表7・別表9・別表10) |                             |  |                           |
|-------|---|------------------------|------|-------------------------------------|-----|--------------------|----------------|----------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|-----------------------------|--|---------------------------|
|       |   |                        | 起点   | 経由地                                 | 終点  |                    |                |                |                      |                      | 運行態様の別                            | 基準ハで<br>該当する<br>要件<br>(別表7・ | 補助対象地域間幹<br>線系統等と接続の<br>確保   | 基準ホで該<br>当する要件<br>(別表7のみ) |
| 柏崎市   | 越後交通株式会社                                  | (1) 東市街地循環線<br>(比角先回り) | 柏崎駅  | アルフォーレ                              | 柏崎駅 | 往12.2km<br>循環      | 365日           | 1333           |                      |                      | 路線定期運行                            | ①                           | 地域幹線系統「柏崎-<br>長岡線」の「柏崎駅<br>前」バス停を共有  | ③                         |
|       |   | (2) 東市街地循環線<br>(半田先回り) | 柏崎駅  | アルフォーレ                              | 柏崎駅 | 往12.5km<br>循環      | 365日           | 1571           |                      |                      | 路線定期運行                            | ①                           | 地域幹線系統「柏崎-<br>長岡線」の「柏崎駅<br>前」バス停を共有  | ③                         |
|       |   | (3) 野田線<br>(日吉町経由)     | 柏崎駅  | 日吉町                                 | 野田  | 往 km<br>復15.8km    | 237日           | 237            |                      |                      | 路線定期運行                            | ①                           | 地域幹線系統「柏崎-<br>長岡線」の「柏崎駅<br>前」バス停を共有  | ③                         |
|       |   | (4) 野田線<br>(石塚経由)      | 柏崎駅  | 石塚                                  | 野田  | 往18.6km<br>復18.2km | 361日           | 479.5          |                      |                      | 路線定期運行                            | ①                           | 地域幹線系統「柏崎-<br>長岡線」の「柏崎駅<br>前」バス停を共有  | ③                         |
|       |   | (5) 野田線<br>(医療センター経由)  | 柏崎駅  | 医療センター                              | 野田  | 往20.5km<br>復20.1km | 237日           | 237            |                      |                      | 路線定期運行                            | ①                           | 地域幹線系統「柏崎-<br>長岡線」の「柏崎駅<br>前」バス停を共有  | ③                         |
|       |   | (6) 久米線                | 柏崎駅  | 南下                                  | 久米  | 往15.7km<br>復15.4km | 237日           | 474            |                      |                      | 路線定期運行                            | ①                           | 地域幹線系統「柏崎-<br>長岡線」の「柏崎駅<br>前」バス停を共有  | ③                         |
|       | 越後交通株式会社<br>柏崎交通株式会社<br>大和タクシー株式会社<br>柏崎市 | (7) AI新交通あいくる          |      | 市内中央<br>エリア・北<br>東エリア・<br>南西エリ<br>ア |     |                    | 240日           | 16,340         |                      |                      | 区域運行                              | ①                           | 地域幹線系統「柏崎-<br>長岡線」の「柏崎駅<br>前」、「長嶺入口」、<br>「西山農協前」、「礼<br>拝」、「坂田三叉路」、<br>「小坂下」、「小黒須<br>入口」、「小黒須」、「五<br>十土」バス停を共有<br>地域幹線系統「岡野<br>町車庫前線」の「下加<br>納」、「中加納」、「上<br>加納」、「鱗石小学校<br>前」、「与板」、「宮平北<br>」<br>「宮平」バス停を共有 | ③                         |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

### 地域内フィーダー系統確保維持事業(区域型)運行便数算出表

|      |     |      |                         |      |   |       |           |      |        |           |
|------|-----|------|-------------------------|------|---|-------|-----------|------|--------|-----------|
| 自治体名 | 柏崎市 | 事業者名 | 越後交通㈱、柏崎交通㈱、大和タクシー㈱、柏崎市 | 申請番号 | 7 | 運行系統名 | AI新交通あいくる |      |        |           |
|      |     |      |                         |      |   |       | 計画運行日数    | 240日 | 計画運行回数 | 16,340.0回 |

| 2025 ~ 2026 |        | 1   | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8   | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15  | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31   | 合計    |       |
|-------------|--------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|-------|-------|
|             |        | :土曜 |    |    |    |    |    |    | :日曜 |    |    |    |    |    |    | :祝日 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |      |       |       |
| 10月         | 曜日     | 水   | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水   | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水   | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金    | 月計    | 累計    |
|             | 計画運行回数 | 60  | 60 | 60 |    |    | 60 | 60 | 60  | 60 | 60 |    |    |    | 60 | 60  | 60 | 60 |    |    | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |    |    | 60 | 60 | 60 | 60 | 60   | 1320  | 1320  |
| 11月         | 曜日     | 土   | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土   | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土   | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月計   | 累計    |       |
|             | 計画運行回数 |     |    |    | 60 | 60 | 60 | 60 |     |    | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |     |    | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |    |    |    | 60 | 60 | 60 | 60 |    |    | 1080 | 2400  |       |
| 12月         | 曜日     | 月   | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月   | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月   | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水    | 月計    | 累計    |
|             | 計画運行回数 | 60  | 60 | 60 | 60 | 60 |    |    | 60  | 60 | 60 | 60 | 60 |    |    | 60  | 60 | 60 | 60 | 60 |    |    | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |    |    |    |    |      | 1200  | 3600  |
| 1月          | 曜日     | 木   | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木   | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木   | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土    | 月計    | 累計    |
|             | 計画運行回数 |     |    |    |    | 60 | 60 | 60 | 60  | 60 |    |    |    | 60 | 60 | 60  | 60 |    |    | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |    |    | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |      | 1140  | 4740  |
| 2月          | 曜日     | 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月計 | 累計   |       |       |
|             | 計画運行回数 |     | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |    |     | 70 | 70 |    |    | 70 | 70 |     |    | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |    |    |    | 70 | 70 | 70 | 70 |    |    |      | 1260  | 6000  |
| 3月          | 曜日     | 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火    | 月計    | 累計    |
|             | 計画運行回数 |     | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |    |     | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |    |     | 70 | 70 | 70 | 70 |    |    |    | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |    |    | 70 | 70   | 1470  | 7470  |
| 4月          | 曜日     | 水   | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水   | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水   | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 月計   | 累計    |       |
|             | 計画運行回数 | 70  | 70 | 70 |    |    | 70 | 70 | 70  | 70 | 70 |    |    | 70 | 70 | 70  | 70 | 70 |    |    | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |    |    | 70 | 70 |    |    | 1470 | 8940  |       |
| 5月          | 曜日     | 金   | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金   | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金   | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日    | 月計    | 累計    |
|             | 計画運行回数 | 70  |    |    |    |    |    | 70 | 70  |    |    | 70 | 70 | 70 | 70 | 70  |    |    | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |    |    | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |    | 1260 | 10200 |       |
| 6月          | 曜日     | 月   | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月   | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月   | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 月計   | 累計    |       |
|             | 計画運行回数 | 75  | 75 | 70 | 75 | 75 |    |    | 75  | 75 | 70 | 75 | 75 |    |    | 75  | 75 | 70 | 75 | 75 |    |    | 75 | 75 | 70 | 75 | 75 |    |    | 75 | 75 | 1630 | 11830 |       |
| 7月          | 曜日     | 水   | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水   | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水   | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金    | 月計    | 累計    |
|             | 計画運行回数 | 70  | 75 | 75 |    |    | 75 | 75 | 70  | 75 | 75 |    |    | 75 | 75 | 70  | 75 | 75 |    |    |    | 75 | 70 | 75 | 75 |    |    | 75 | 75 | 70 | 75 | 75   | 1625  | 13455 |
| 8月          | 曜日     | 土   | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土   | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土   | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月    | 月計    | 累計    |
|             | 計画運行回数 |     |    | 75 | 75 | 70 | 75 | 75 |     |    | 75 |    |    | 70 | 75 | 75  |    |    | 75 | 75 | 70 | 75 | 75 |    |    | 75 | 75 | 70 | 75 | 75 |    | 75   | 1480  | 14935 |
| 9月          | 曜日     | 火   | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火   | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火   | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 月計   | 累計    |       |
|             | 計画運行回数 | 75  | 70 | 75 | 75 |    |    | 75 | 75  | 70 | 75 | 75 |    |    | 75 | 75  | 70 | 75 | 75 |    |    |    |    |    |    | 75 | 75 |    |    | 75 | 75 | 70   |       | 1405  |

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点  
 「申請番号」「運行系統の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

表5 添付資料

各地区の位置図



|       |  |
|-------|--|
| 山村振興法 |  |
| 特別市町村 |  |